○ふながた楽々あったか100歳住宅建築補助金交付要綱

令和5年3月28日

告示第14号

改正　令和6年3月29日告示第62号

（趣旨）

第１条　町長は、町内への定住人口の増加と健康寿命の延伸及びゼロカーボンシティの取組強化を図るため、高い断熱性能等を有する住宅を新築又はリフォームして入居する者に対し舟形町補助金等交付規則(平成19年3月規則第3号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、ふながた楽々あったか100歳住宅建築補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助金交付対象地）

第２条　補助金の交付対象地は、舟形町内全域とする。

（用語の定義）

第３条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　建築工事　建設業法（昭和24年法律第100号）第２条において、土地建築に関する工事で同法別表第１の上欄に掲げるものをいう。

(2)　やまがた省エネ健康住宅 やまがた省エネ健康住宅認定証の交付を受けた住宅をいう。

(3)　ふながた高断熱住宅　次のすべてを満たす住宅をいう。

ア　施工対象のすべての窓部をトリプルガラス又はそれと同水準の断熱効果を証明できる建具を設置した住宅

イ　JIS A9521の対象となる断熱材又はそれと同水準の断熱効果を証明できる断熱材を用いた断熱工法を実施した住宅

(4)　定住　町内に住所を有し、将来にわたり居住する意思があることをいう。

(5)　世帯　町内の一の住所に定住する者全員のことをいう。

(6)　新築　新たな住宅の建築をいう。

(7)　リフォーム　既存住宅を改修する工事をいう。

(8)　入居　町内に新築した住宅の引き渡しを受け、住民票を異動すること。

（補助金の交付要件）

第４条　補助金の交付対象となる者は、定住又は定住の意思がある場合で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1)　町内において新築又はリフォームする住宅で建築延べ床面積が50㎡以上の住宅であること。ただし、店舗併用住宅等の場合は、延べ床面積の２分の１以上が住居部分であること。

(2)　新築又はリフォームにより、次のいずれかに該当する住宅を整備すること。

ア　やまがた省エネ健康住宅

イ　ふながた高断熱住宅

(3)　令和８年３月31日までに工事を完成し入居する者であること。

(4)　町税等及び上下水道料に滞納がない世帯であること。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、次の各号に定めるとおりとし、重複交付は受けられないものとする。

(1)　やまがた省エネ健康住宅は、１棟につき50万円とする。

(2)　ふながた高断熱住宅は、第３条第１項第３号の規定を満たすための工事に要する経費の３分の２とし、新築の場合は上限を100万円、リフォームの場合は上限を30万円とする。

２　補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

３　補助金は、当該年度、１世帯につき１回に限って交付する。

（補助金交付の申請）

第６条　第４条の交付要件を満たす者が交付の申請をするときは、交付申請書(規則様式第1号)を町長に提出しなければならない。

２　前項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1)　住宅建築又はリフォーム工事の契約書の写し

(2)　工事経費の内訳が分かる書類

(3)　やまがた省エネ健康住宅認定証又はふながた高断熱住宅の要件を満たす断熱施工を証明できる書類（使用した部材の出荷証明書等）

(4)　着工前、工事中、完成の各写真

(5)　住民票謄本（転入者に限る）

(6)　家屋登記簿謄本の写し（新築の場合に限る）

(7)　町税等及び上下水道料金の納付状況照会同意書（町内在住者に限る）

(8)　その他町長が必要と認めるもの

（交付の決定通知）

第７条　町長は、前条の交付申請があったときは、その内容等を審査し、適当と認めたときは、受理後20日以内に交付決定通知書(規則様式第~~2~~3号)により申請者に通知するものとする。

（交付申請内容の変更等）

第８条　前条の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、申請内容を変更し、又は取下げしようとするときは、補助事業等変更（中止・廃止）申請書（規則様式第２号）により、町長の承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金等変更交付決定通知書（規則様式第４号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第９条　交付決定者は、交付決定後、町長に対し速やかに交付請求書(様式第1号)により交付の請求を行うものとする。

（交付金の返還）

第10条　町長が、交付金の交付後、第4条の交付要件を満たさないと認めたときは、申請者は交付金の一部又は全額を返還しなければならない。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、令和８年３月31日にその効力を失う。

附　則（令和６年３月29日告示第　号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。